

トピックス

NPO 法人の設立等認証手続きが迅速化されました!!



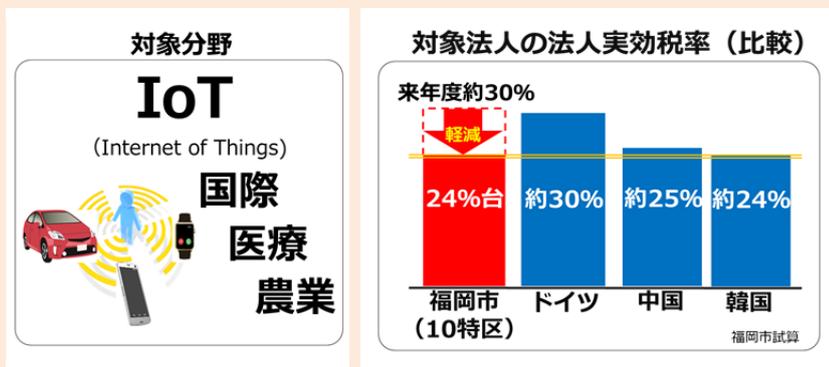
NPO 法人の設立等認証手続きが最長約4か月から**約1か月半短縮**されました。手続きの迅速化により、NPO 法人がより機動的に事業展開を行うことができるものと期待されます。

平成28年4月に福岡市 NPO・ボランティア交流センターがスタートアップカフェ隣接地に移転する予定です。両者の連携により**ソーシャルビジネスを促進し、創業・雇用の創出や地域課題の解決**による都市の魅力向上を図っていきます。

「スタートアップ法人減税」がついに実現へ!!

リスクをとって革新的なビジネスにチャレンジする創業者が対象 (一定の要件あり)
設立後5年間、所得の金額の20%を控除!

福岡市が粘り強く提案してきた**国家戦略特区における創業企業に対する法人税の軽減措置**が新たに創設されることとなりました。



平成28年度与党税制改正大綱(抄)
国家戦略特区の「岩盤規制改革の突破口」という制度趣旨を踏まえ、大胆な規制改革によって生まれる革新的なビジネスの成長を支援するため、そうしたビジネスの担い手となる創業後5年以内の企業について、一定要件の下で課税所得の2割を控除する制度を導入する。

お問い合わせ先

- ・ 国家戦略特区全般について
総務企画局 企画調整部 TEL : 092-711-4866 FAX : 092-733-5582
- ・ スタートアップビザ (国家戦略特区外国人創業活動促進事業) について
経済観光文化局 創業・大学連携課 TEL : 092-711-4455 FAX : 092-711-4354
- ・ フクオカ・スタートアップ・セレクションについて
経済観光文化局 経営支援課 TEL : 092-441-1232 FAX : 092-441-3211
- ・ NPO 法人の設立等認証手続きについて
市民局 市民公益活動推進課 TEL : 092-711-4927 FAX : 092-733-5768
- ・ スタートアップ法人減税について
経済観光文化局 (創業推進担当) TEL : 092-711-4368 FAX : 092-711-4354

ウェブサイト「FUKUOKA 特区通信」でも随時情報発信しています。(http://f-tokku.city.fukuoka.lg.jp/)

「FUKUOKA 特区通信 Vol.5」 平成28年2月4日発行 福岡市総務企画局企画調整部